

2026年 7月 9日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 安全性向上対策工事における協力会社社員の負傷について

2026年7月5日（日）、東海第二発電所※¹の構内敷地東側（屋外：非管理区域）において、協力会社社員（40代、男性）が転倒し左手首付近を負傷したため、16時47分に救急車を要請し、その後、病院へ搬送しました。

（2026年7月6日お知らせ済み）

本件は、クレーン（以下「当該クレーン」という）の点検作業に伴い、当該クレーンのブーム※²を別のクレーンも用いて水平に吊った状態で作業を実施していたところ、付近で監視業務を行っていた協力会社社員（男性）が、当該クレーンのブームの姿勢が手前に傾いたことに驚き、後退した際に縁石につまずいて転倒し、左手首付近を負傷したものです。

その後、搬送先の病院において、左手首付近の骨折（左橈骨遠位端骨折）と診断され、1週間程度の入院が必要となりました。

当該事象を踏まえ、再発防止のため、すべての揚重作業を一時中断し、関係者への周知・注意喚起および安全性確認を実施しました。

今後、原因を調査のうえ、必要な再発防止対策を講じてまいります。

※1：沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット。第25回定期事業者検査中。

※2：クレーンにおける荷物を吊り上げるための腕の部分。点検のために地上に倒した状態で、別のクレーンも用いて水平に吊り、点検を行っていた。

添付資料：東海第二発電所 協力会社社員の負傷について

以 上

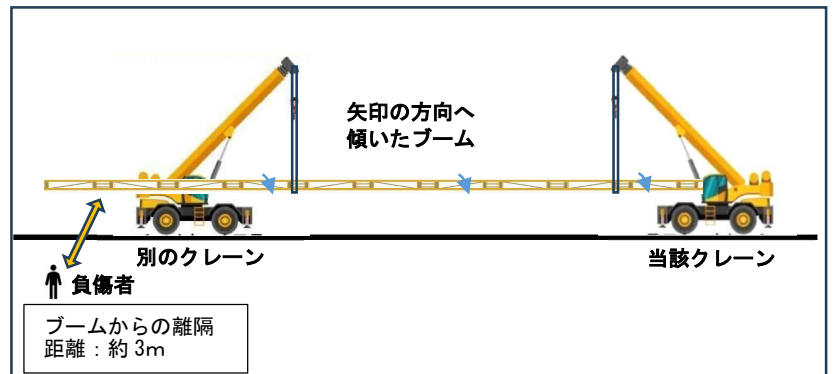
このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報（保全品質情報※）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社はもとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。

東海第二発電所 協力会社社員の負傷について



事象発生時のクレーンの状況（イメージ）



負傷した状況（イメージ）

